

市立高等学校 飲料自動販売機設置業者募集要領

1. 目的

この要領は、市立高等学校内において、主に生徒及び施設利用者が利用する飲料自動販売機（以下、「自動販売機」といいます。）の設置予定業者を公募型見積もり合わせにより選定するため、必要な手続きを定めるものです。自動販売機設置業者（以下、「設置業者」といいます。）の募集に参加される方は、この募集要領をよく読み、次の各事項を承知のうえ、お申込みください。

2. 貸付物件

別添・仕様書のとおり

3. 設置方法

自動販売機は、地方自治法第238条の4第2項第4号、新潟市公有財産規則等に基づき、賃貸借契約（以下、「貸付」といいます。）により設置するものです。

4. 貸付（設置）場所

募集 No.	施設名	所在地	設置場所	台数	面積 (㎡)
1	明鏡高等学校	新潟市中央区沼垂東6丁目11番1号	1階 生徒玄関	1	0.63
			1階 ホール脇	1	0.63
2	万代高等学校	新潟市中央区沼垂東6丁目8番1号	1階 フロア	1	0.95
3	万代高等学校	新潟市中央区沼垂東6丁目8番1号	1階 フロア	1	0.66

5. 貸付期間

貸付期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日（5年間・更新なし）までとします。

6. 応募資格要件

(1) 次の要件をすべて満たす法人又は個人が応募することができます。

- ① 市内に本支店、営業所等営業拠点を有する法人又は市内在住の個人
- ② 平成29年4月1日以降応募の日までの間に、新潟市内において自動販売機の設置実績を有し、かつ健全な経営を行っている者
- ③ 設置業者自らが自動販売機を設置し、継続して運営する資力、能力を有する者

(2) 次に該当する方は、応募することができません。

- ① 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者
- ② 市税の滞納がある者
- ③ 自己又は自社の役員等が暴力団員である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められる法人

7. 応募手続き

(1) 応募方法及び提出書類

持参の場合は、貸付料（貸付単価）見積書を封筒に入れ、個人の場合は住所と氏名、法人の場合は所在地と名称を記載し、見積書提出場所に直接ご提出ください。

郵送の場合は書留にて見積書提出期間内の必着に限ります。

ファクシミリ、電子メールによる受付は行いません。

(2) 見積書提出期間

令和3年2月24日（水）から令和3年3月12日（金）までの

午前9時から午後5時までの間（ただし、土日を除く）

(3) 見積書提出場所

新潟市中央区古町通7番町1010番地古町ルフル 4階ふるまち庁舎

新潟市教育委員会事務局施設課 管理グループ

電話：025-226-3185

(4) 見積書提出にあたっての留意事項

① 募集No.単位でそれぞれ見積もり合わせを行います。複数応募される場合は、募集No.ごとに見積書を提出してください。

② 見積金額は、貸付単価（売上額100円に対する貸付料）を記入してください。

③ 文字や金額が不明瞭で判読できない場合、金額を訂正したもの、記名・押印のないものについては無効とします。

(5) 個人情報

提出書類に記載された個人情報は、自動販売機設置予定業者の決定及び貸付事務のみに使用し、その他の目的には使用しません。ただし、応募資格の確認のため、警察当局に情報提供する場合があります。

8. 貸付申請の手続き

見積書提出期間終了後、貸付単価が元も高い業者を設置予定業者として選定し、直ちにその旨を設置予定業者宛通知します。設置予定業者に決定した方は公有財産貸付申請を行い、本市と賃貸借契約を締結することにより、正式な設置業者となります。

9. 設置業者が設置を辞退した場合

設置業者が自動販売機の設置を辞退し、新たな設置業者を決める公募手続きを行う時間がなく緊急を要するときは、当該設置業者の次に高い貸付単価をもって有効な見積もりを行った業者を設置予定業者とし、新たな設置業者を決めることができます。